

令和7年第2回定例会

江東区教育委員会会議録

令和7年2月7日（金）

江東区教育委員会

令和 7 年 第 2 回 江 東 区 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

- 1 開会年月日 令和 7 年 2 月 7 日（金）午前 10 時 00 分
- 2 閉会年月日 令和 7 年 2 月 7 日（金）午前 11 時 33 分
- 3 開 会 場 所 江東区役所
- 4 出 席 委 員 本多健一朗（教育長）、安部敏啓（教育長職務代理者）、
鈴木清人、浅野美智子、大久保善子
- 5 出 席 職 員 青柳教育委員会事務局次長、
梅村教育委員会事務局参事 深川図書館長事務取扱、
瀧澤庶務課長、西尾学校施設課長（整備担当課長兼務）、
金指指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、
木内教育支援課長（教育センター所長兼務）、大田地域教育課長、
吉木江東図書館長
- 6 議題
 - 日程第 1 議案第 1 号 令和 6 年度一般会計補正予算（第 6 号）に関する意見聴取
 - 日程第 2 議案第 2 号 令和 7 年度一般会計当初予算に関する意見聴取
 - 日程第 3 議案第 3 号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償
に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取
 - 日程第 4 議案第 4 号 江東区立幼稚園教育職員の勤務手当規則の一部を改正する規則
 - 日程第 5 議案第 5 号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の
一部を改正する条例に関する意見聴取
 - 日程第 6 議案第 6 号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施
行規則の一部を改正する規則
 - 日程第 7 議案第 7 号 江東区江東きつずクラブ条例の一部を改正する条例に関する意見聴
取

7 報告事項

- （1）第六砂町小学校改築計画（案）について ほか

8 審議概要

本 多 教 育 長 それでは、ただいまより令和 7 年第 2 回江東区教育委員会定例会を開
会いたします。

本日、理事者である佐久間学務課長が欠席となりますので、御了承く
ださい。

それでは、本日の会議録署名委員を御指名いたします。鈴木委員、浅

野委員にお願いいたします。

それでは、審議に入ります。日程第1 議案第1号 令和6年度一般会計補正予算（第6号）に関する意見聴取を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

青柳事務局次長 議案第1号 令和6年度一般会計補正予算（第6号）に関する意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和7年2月7日。

提出者 江東区教育委員会教育長 本多健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長から意見を求められたため、本案を提出します。

それでは、補正予算（第6号）について御説明いたします。資料の1を御用意願います。

こちらの1ページの1、令和6年度江東区一般会計補正予算（第6号）総括を御覧願います。

左の表最下段の歳入合計欄及び右の表最下段の歳出合計欄に記載のとおり、区全体の補正額は52億4,800万円の減額で、補正前の額に対して1.86%の減となっております。

左の表の歳入を御覧願います。歳入は、第1款特別区税や第3款特別区交付金において増となりましたが、第18款繰入金で大きく減額となっております。

次に、右の表の歳出を御覧願います。歳出は、第2款総務費で増となったものの、ほかの多くの款が減となっております。

続きまして、2ページ、お願いいたします。

2、教育委員会事務局、（1）歳入歳出予算総括を御覧願います。

これは、教育委員会事務局が所管する歳入及び歳出について、それぞれの款項目の補正額を記載した総括表となります。教育委員会事務局所管の歳入補正額は、左の表一番下の歳入合計欄に記載のとおり、10億4,910万3,000円の増額で、補正前の額に対し17.6%の増となっております。また、歳出補正額は、右の表一番下の歳出合計欄に記載のとおり、15億1,635万円の減額で、補正前の額に対し2.8%の減となっております。

次に、歳入について主な内容を御説明いたします。3ページをお開き願います。

（2）歳入事項別明細書を御覧ください。

第12款分担金及び負担金の減は、江東きつずクラブの登録数減により実績減したものでございます。

第14款国庫支出金の増は、主に学校施設環境改善交付金の増額によ

るものでございます。

第15款都支出金の増は、主に当初予算で計上していなかった公立学校給食費負担軽減事業補助金の皆増によるものでございます。

4ページをお願いいたします。

第16款財産収入の増は、学校施設改築等基金運用収入の増額によるものであります。

第18款繰入金の減は、学校施設改築等基金繰入金の減額によるものでございます。

続いて、歳出について主な内容を御説明いたします。5ページをお願いいたします。

(3) 歳出事項別明細書を御覧ください。

第7款教育費は、15億1,635万円の減額であります。

第1項教育総務費は、5億8,728万5,000円の減。

第2目事務局費は、右説明欄上段の事業1、給与費及び旅費の減額が主な内容であります。

次に、7ページをお願いいたします。

第2項小学校費は、6億9,069万9,000円の減額であります。

第1目学校管理費は、右説明欄上段の事業1、給与費及び旅費の減額や、その2つ下、事業1、小学校校舎維持管理事業における起工差金、契約差金による減額が主な内容であります。

第3目学校給食費は、右説明欄中段の事業1、小学校給食運営事業における調理業務委託等の契約差金による減額が主な内容であります。

第5目学校施設建設費は、小学校の改修等における起工差金、契約差金による減額が主な内容であります。

9ページをお願いいたします。

第3項中学校費は、1億4,370万1,000円の減額で、第1目学校管理費から第5目学校施設建設費まで、小学校費とほぼ同様の理由により減額するものでございます。

11ページをお願いいたします。

第5項幼稚園費は、1,613万7,000円の減額であります。

第1目幼稚園管理費は、右説明欄上段、事業1、給与費及び旅費の減額が主な内容であります。

12ページをお願いいたします。

第6項社会教育費は、7,702万8,000円の減額であります。

第2目図書館費は、右説明欄、事業1、図書館管理運営事業における機器・物品借料や運搬料の契約差金による減額が主な内容であります。

以上、全体の補正内容といたしましては、主に令和6年度における実績見込みにより生じた予算の執行残について整理し、減額するものとなっております。

以上で補正予算の説明を終わります。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。よろしいでしょうか。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。
補正予算ということなので、全体的に減額、減額というのは、一番の原因って何かなと思うと、端的に言うとなんになりますか。

本 多 教 育 長 次長。

青柳事務局次長 基本的には、先ほども申しました契約差金ですとか、そちらの残額を全部整理するという形で、他の区ではそのまま残額にするところもあるんですけども、江東区方式では、もうなるべく精査して、余ったものは全部戻そうというような考えに沿ってやっております。給与費についても同様に、会計年度さんの賃金であるとか、そういったものも、余った分は全部精算するというようなスタンスでやっております。
以上です。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。
今出た給与とか旅費も減額ってなっているんですけど、これって想定できるものなんじゃないかと思うんですけど、減額するってどういう背景があるんですか。

本 多 教 育 長 次長。

青柳事務局次長 そうですね、事業を行うに当たって、若干多めに見積りを取っているということで、事業の回数の減だったり、天候によってイベントができなかったとか、そういったもろもろの事情で執行できなかった分というのは精査して減額していますので、見積りはそれなりに若干余裕を持って取っているんですけども、最後、精算するときには精査して全て返すというような方式を取っております。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。
ちょっとここに入るかどうか、ちょっとよく分からなかったんですけど、深川六中だとか、例の入札不調になっている分は、結局、予算執行できないから、ここを減らして次に計上したりするのかなと思ったんで

すけど、その辺はこことは別のお話なんでしょうか。

本 多 教 育 長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 入札不調が生じた案件につきましては、補正予算等で組み直しております、そういったところに対応しているところです。
以上でございます。

本 多 教 育 長 既に、これ、今回は補正（第6号）ということで、その都度その都度、補正予算かけていますので、必要になった部分については、途中で予算を増額して対応したり、減額したりというのをやってきていて、今回は最終補正になるので、今までやってきた全ての中で見通しを立てて、最後まで事業を進めた上で、このぐらいの予算であれば大丈夫だねというところの余りは全部しっかり計算した上で、江東区の場合はそれを一度戻すというような形にして、予算の減額を調整をするという形をしています。

なので、人件費も、これだけ必要だろうなと思っていたところ、そこまできからなくて済んだという部分を返す。要するに、一人一人の給与を削っているわけではなくて、多めに人数を見積もっていたものがそこまではなかったのも返すということ、契約も、予算額を立てていたんですけれども、実際に契約したらそれより安く当然、契約ができる部分つてありますので、そこの部分を戻しているという形なので、ほとんどがマイナス、減額になっています。

しかしながら、ずっと今まで都からの予算を入れてなかった、都から歳入があるものについて。それが先ほどの報告があった給食の費用であったりとか、そういった都からお金をもらえるものについて、今回、改めて予算を組み直したので、そこの分については増額していると。

そういった形での最終的な細かく調整をしたというのが、最終補正（第6号）になっているというものです。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

日程第1について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第2 議案第2号 令和7年度一般会計当初予算に関する意見聴取を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

青柳事務局次長

議案第2号 令和7年度一般会計当初予算に関する意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和7年2月7日。

提出者 江東区教育委員教育長 本多健一郎。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長から意見を求められたため、本案を提出します。

それでは、令和7年度一般会計予算について御説明いたします。

令和7年度当初予算のキャッチフレーズですが、「みんながつながる笑顔があふれる未来を切り拓く新たなステージへ」としております。江東区長期計画後期のスタートを迎え、こどもから高齢者まで、あらゆる世代のニーズに応えるほか、防災、地域活性化、DX推進など、今、求められている施策を展開し、みんながつながり、笑顔あふれる江東区の未来に向けたさらなる一步を踏み出す予算として編成いたしました。

それでは、資料2-1を御用意願います。一般会計予算の概要について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

1、令和7年度江東区一般会計予算総括を御覧願います。

左の表一番下の歳入合計欄及び右の表一番下の歳出合計欄に記載のとおり、令和7年度一般会計予算は総額2,784億5,300万円、前年度比241億400万円、9.5%の増となっております。

左の表の歳入の款別内訳を御覧ください。

主なものといたしまして、第3款特別区交付金が構成比25.6%で第1位を占め、以下、第1款特別区税23.1%、第14款国庫支出金16.6%の順となっております。

右の表の歳出の款別内訳を御覧願います。

主なものとして、第3款民生費が構成比44.4%と最も多く、続いて第7款教育費、第2款総務費いずれも16.2%の順となっております。

第7款教育費の歳出総額は452億1,001万円で、前年度比41億8,787万5,000円、10.2%の増となっております。

次に、令和7年度教育関係予算について御説明いたします。2ページをお願いいたします。

2、教育委員会事務局、(1)歳入歳出予算総括を御覧ください。

これは、教育委員会事務局が所管する予算の歳入及び歳出について、それぞれの款項目の予算額を記載した総括表となります。

歳入について、増減の主なものを御説明いたします。3ページをお願いいたします。

(2)歳入事項別明細書を御覧願います。

第12款分担金及び負担金は、3億574万9,000円で、前年度

比284万5,000円の増となっております。これは、江東きつずクラブの利用者増加による利用者負担金の増によるものでございます。

第14款国庫支出金は、4億5,229万2,000円で、前年度比1億9,650万2,000円の減額となっております。これは、学校施設環境改善交付金の減が主な内容であります。

4ページをお願いいたします。

第15款都支出金は、25億3,547万円で、前年度比15億5,505万6,000円の増となっております。これは、公立学校給食費負担軽減事業補助金やデジタル利活用支援員配置支援事業補助金などの皆増が主な内容であります。

5ページをお願いいたします。

第18款繰入金は、24億7,700万円で、前年度比15億1,400万円の減となっております。これは、学校施設改築等基金繰入金の減によるものでございます。

以上が、歳入増減の主なものであります。

続きまして、歳出について御説明します。

なお、歳出の主な事業につきましては、先日御報告した内容と重複しますので、特徴のみ簡単に御紹介させていただきます。

11ページをお願いいたします。

第3目教育指導費、右説明欄下段の事業10、ICT教育推進事業では、個別最適な学びを実現するため、学校の状況に応じた効果的なICT機器の活用方法等を研究し、推進するICT推進校を設置いたします。

その2つ下、事業2、豊かな体験活動事業では、区立小中・義務教育学校に通う児童生徒を対象に、区内施設である有明四季劇場及びTOKYO GLOBAL GATEWAYを活用した体験活動を実施いたします。

少し飛びまして、19ページを御覧願います。

第2項小学校費、第1目学校管理費、右説明欄中段の事業1、小学校管理運営事業では、本年9月開業予定の東京辰巳アイスアリーナにおいて、近隣の区立小学校4年生を対象に、アイススケート体験を試行的に実施いたします。そのほか、新規レベルアップ事業として、学習支援事業、日本語指導員派遣事業、教育支援センター事業等、学習環境の充実・支援を行うもの、地域クラブ活動事業、放課後こどもプラン事業、幼稚園管理運営事業等、多岐にわたる教育施策を充実させてまいります。

令和7年度教育関係予算のうち、歳出のうち、新たな取組や事業の拡充、見直しの概要については、資料2-2に記載してございますので、後ほど御参照願います。

以上で説明を終わります。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。

来年度、やりたいなと思っていて、予算の申請を一応皆さんで検討して出してくださったと思うんですけど、結果として認められなかったものでインパクトのあるものはありますか。おおむね認められているということでしたら、それで結構です。

本 多 教 育 長 次長。

青柳事務局次長 おおむね認められております。ありがとうございます。

本 多 教 育 長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。

日程第2について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第3 議案第3号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取を議題といたします。

本案について、事務局より説明願います。

次長。

青柳事務局次長 議案第3号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和7年2月7日。

提出者 江東区教育委員会教育長 本多健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長から意見を求められたため、本案を提出します。

本 多 教 育 長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 それでは、私から議案第3号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について、御説明をいたします。

資料3をお願いいたします。

初めに、1、趣旨でございます。改正の概要でございます。

学校医等の公務災害補償に係る補償の基礎となる額につきましては、東京都の条例に準じて定めております。今般、その都条例が改正された

ため、本条例を改正するものでございます。

改正内容、2に記載のとおりでございます。

補償の基礎となる補償基礎額を、①学校医及び学校歯科医、及び②学校薬剤師について、それぞれ経験年数に応じて規定をされております額を、記載のとおりそれぞれ引き上げるものでございます。

新旧対照表につきましては3ページにございますので、御参照願います。

なお、これまで公務災害の発生例はございません。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和6年4月1日以降の公務災害において適用されます。

簡単ではございますが、説明は以上です。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。
特に文句があるわけではないんですけど、実際に、多分、ここ何年も特段これを払うような事案はないよってずっと教えていただいていると思うんですが、想定している公務災害って具体的にはどういうものがありますか。

本 多 教 育 長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 いわゆる公務災害、勤務をしているときに何らかのけがですとかを生じたものについて公務災害と認めます。具体的には、学校医ですとか学校薬剤師等が、例えば学校に行って何らかの学校医、学校歯科医、学校薬剤師の勤務をしている際のけがです。簡単なものですと、廊下でつまずいて捻挫をしたですとか、診断中に何らかの傷病が発生したときに補償するというものになってございます。

また、それが具体的に傷病、いわゆる治療だけではなくて、障害として残ってしまった場合の補償、障害補償というもの、また、万が一亡くなった場合の遺族に対する補償ですとか葬祭補償、そういうものも条例で定められているところでございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。
ほか、いかがでしょうか。
それでは、お諮りいたします。
日程第3について、原案のとおり決定することに御異議ございません

でしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第4 議案第4号 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当規則の一部を改正する規則を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

青柳事務局次長 議案第4号 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当規則の一部を改正する規則。

上記の議案を提出する。

令和7年2月7日。

提出者 江東区教育委員会教育長 本多健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

本 多 教 育 長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 それでは、議案第4号 江東区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

資料の4をお願いいたします。

職員の勤勉手当につきましては、昨年の11月に特別区人事委員会勧告に基づき、定年前職員は0.1か月、暫定再任用職員については0.05か月分引き上げられ、本規則も既に改正をしたところでございます。

この勤勉手当でございますが、職員は年に2回、6月と12月に支給をされるものでございますが、今般の給与改定が11月に決定したことから、令和6年の勤勉手当の引上げについては、全て12月の支給分で引き上げられたところでございます。

今回の改正は、来年度、令和7年度の勤勉手当の支給について、引上げの月数は変更なく、年2回の支給、6月と12月でございますことから、そちらに引上げ額を均等に割り振るための改正でございます。

施行日は令和7年4月1日でございます。

また、その他に記載のとおり、本改正は本規則に対する特別区人事委員会の承認を前提としておるところでございます。

なお、繰り返してございますが、こちら、職員の勤勉手当については、令和6年、令和7年、今回の改正においても引上げ額の変更はございません。あくまでも支給月数を、支給月に均等に割り振るための改正となっているものでございます。

説明は以上となります。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。
鈴木委員。

鈴 木 委 員 職員のこれ、ボーナスですね。6月と12月に、3月にも出ますよね。これはどういう取扱いになっているのでしょうか。

本 多 教 育 長 庶務課長。

瀧澤 庶 務 課 長 こちらにつきましては、勤勉手当、現在は6月と12月のみの支給という形になってございますので、現在、こちらの2回に割り振るという形で定められておるところでございますので、3月は特にない状態になってございます。
以上でございます。

本 多 教 育 長 鈴木委員。

鈴 木 委 員 3月というのは、実際、出ていますよね、手当が。出ていませんか、ボーナス。

本 多 教 育 長 次長。

青柳事務局次長 改正されまして、6月と12月に勤勉手当分を割り振るということで、年2回の支給に改正されました。3月は、なので出ておりません。昔、勤勉手当ということで3月支給分があったんですけど、それが割り振られたという。

本 多 教 育 長 鈴木委員。

鈴 木 委 員 3月にもらっていたやつを、6月と12月に前もって繰り上げて分配したと。そうですか。失礼しました。分かりました。

本 多 教 育 長 ちょっと分かりにくい改正になっているところではありますけれども、先ほど庶務課長からも説明があったとおり、全体としては変わりはないんですけど、支給が、今年度についてはもう、途中で決まったことなので1回でやっていたことを、来年度からきっちり事前に分かっているの
で2回に分けますよという形の改正になるということでございます。
よろしいでしょうか。
それでは、お諮りいたします。
日程第4について、原案のとおり決定することに御異議ございません

でしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第5 議案第5号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取、日程第6 議案第6号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、これらは互いに関連する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第2項の規定により一括議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

青柳事務局次長 議案第5号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取、議案第6号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則。

上記の議案を提出する。

令和7年2月7日。

提出者 江東区教育委員会教育長 本多健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法令第29条及び第15条の規定に基づき、本案を提出します。

本 多 教 育 長 指導室長。

金指指導室長 それでは、江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び条例施行規則の一部の改正について御説明いたします。

まず、資料5を御覧ください。

改正の趣旨といたしましては、資料にありますように、育児を行う職員の超過勤務の制限対象の拡大、特別休暇の名称変更、介護を行う職員に対する介護両立支援制度に係る措置について定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、超過勤務の制限対象となる子を養育する職員について、対象期間を「小学校就学の始期に達するまで」へ延長すること、特別休暇のうち、「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」へ名称を変更すること、職員から、当該職員による介護を必要とする状況に至ったと申出があった際、教育委員会が介護両立支援制度に関わる説明、意向確認、職場における措置を取ることにについて定めることと示しております。

詳しくは、新旧対照表の2から5ページに示しております。

なお、この施行日は令和7年4月1日からとなっております。

資料6につきましては、この条例の改正に伴い規則の一部を改正するものとなっております。

説明は以上となります。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。

よろしいでしょうか。

お諮りいたします。

日程第5及び日程第6について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第7 議案第7号 江東区江東きつずクラブ条例の一部を改正する条例に関する意見聴取を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

青柳事務局次長 議案第7号 江東区江東きつずクラブ条例の一部を改正する条例に関する意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和7年2月7日。

提出者 江東区教育委員会教育長 本多健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長から意見を求められたため、本案を提出します。

本 多 教 育 長 地域教育課長。

大田地域教育課長 江東区江東きつずクラブ条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

資料7をお開きください。

初めに、1の改正の理由でございます。本条例は、江東きつずクラブにおける実施場所や利用手続等を定めているものでございます。11月の教育委員会にて、江東きつずクラブ塩浜の民営化について御報告しておりますが、民営化に伴い事業の拡充を行うことから、本条例の改正が必要となるものでございます。

次に、2の改正の概要でございます。対象となるのは、条例第6条第2項となりますが、この規定は、江東区立クラブB登録の育成時間の延長に係る規定となっており、これまできつずクラブ塩浜は延長を行っておりませんでした。民営化によりサービスを拡充し、延長を実施することといたします。このため、本規定の適用を除外する文言が記載され

ている中から、江東きつずクラブ塩浜を削除するものでございます。

次に、3の新旧対照表でございます。本条例の一部改正の詳細につきましては、2ページに新旧対照表をつけてございますので、御参照願います。

次に、施行期日でございます。民営化が実施されます令和7年4月1日としております。

説明は以上でございます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

日程第7について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

これより報告事項に入ります。

報告事項1 第六砂町小学校改築計画（案）について説明願います。
学校施設課長。

西尾学校施設課長 それでは、報告事項の1 第六砂町小学校改築計画（案）について御説明いたします。

資料8を御覧願います。

初めに、1の基本設計についてですが、本年度から第六砂町小学校改築基本設計・実施設計委託を行っており、基本設計業務におきまして、児童や学校関係者、地域の方々を対象としたワークショップを令和6年7月から11月にかけて計4回実施し、意見の収集及び計画への反映を行ってまいりました。

概要につきましては、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造5階建て、延べ面積は約8,000平方メートルで建設する予定でございます。

現在の児童数は287名、12学級規模でしばらく推移する見込みでございますが、今後の動向も考慮し、改築での普通教室を14教室いたしました。また、少人数教室を6室、特別教室などを計画してございます。

そのほか詳細につきましては、別紙1、第六砂町小学校基本設計図等に記載してございます。

それでは、別紙1のほうを御参照願います。

別紙1の1ページ目は既存校舎配置図となっており、続く2ページ目が改築後校舎配置図となっております。建物の配置計画につきましてもワークショップで御意見をいただいております。本計画は、南に校舎、北

に校庭を配置する計画ですが、ワークショップでは、夏場には校庭に日陰をつくってほしい、体育館は避難所として活用できるようにしてほしい、職員室、教室から校庭が見えるようにしてほしいなどの御意見があり、こうした御意見と近隣の住環境に対する影響に配慮し、この配置に決定したところでございます。

このほか、グラウンドの舗装につきましても、土ぼこりへの配慮を含め、雨天後に利用しやすい全天候型の人工芝を採用する予定であり、トラック１００メートル、直線コース５０メートルを配置いたします。

次に、３ページからの平面図を御覧願います。

平面計画は、ワークショップでの意見も取り入れ、児童にも分かりやすい普通教室エリアと管理諸室や特別教室エリアをゾーニングした設計としてございます。普通教室は北側を中心に配置し、南側に特別教室等を配置してございます。

１階では、搬入経路を考慮し、南東側を給食室、西側に家庭科室、ランチルームを配置してございます。また、北東側にはメインの昇降口、エントランスホールと図書室を整備し、中央の階段ホールと併せて児童が活動できるスペースを用意してございます。

次に、２階でございますが、北側に普通教室、東側に職員室や校長室などの管理諸室エリアとし、南側に特別教室と屋外テラスを配置してございます。

次に、４ページ目を御覧願います。

３階、４階ともに北側に普通教室、南側に少人数教室を設け、少人数教室は２室つなげて使用することも可能としてございます。また、３階東側エレベーターからアクセスしやすい位置に屋内運動場を設け、外部階段からスムーズにアクセスできるようにしてございます。また、災害時には避難所となることから、防災備蓄倉庫を隣接させ、配置してございます。音楽室につきましては、屋内運動場と同じ階に設置し、催しでの楽器移動を容易としてございます。また、各階には多目的な活動や防災面で活用できるテラスを設置してございます。

次に、５階につきましては、屋上プールとして活用する計画でございます。また、屋上部分には、緑化や太陽光発電設備等を設置する予定でございます。

今後、学校側との具体的な協議を踏まえ、実施設計を進めてまいります。

それでは、資料８にお戻り願います。

２の改築計画（案）のスケジュールについてですが、（１）の近隣向け計画説明会について、令和７年４月下旬に実施する予定でございます。

次に、（２）の改築工事につきましては、令和８年７月から令和１１年１１月の期間で実施する予定でございます。

なお、工事期間中は既存校舎で授業を行い、仮校舎には通学しない、

いわゆる居ながら工事をする予定でございます。

そのほかにつきましては、別紙の2、第六砂町小学校改築計画（案）のスケジュールに記載してございますので、後ほど御参照願います。
私からの報告は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
鈴木委員。

鈴 木 委 員 1階の図書室なのですが、たしか前、教育長言われたかどうか、開放型みたいな話を聞いたような気もしたんですが、そういうことは設計には入ってないということでしょうか。

本 多 教 育 長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 開放型というのはなかなか難しいところで、学校のやはりセキュリティ上の問題ですとか、そういった利用のところも考慮してなかなか難しいところがございますので、配置としては昇降口に近いところで、また、学校での運用の中でその辺りは対応していただけるものと考えております。
以上でございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。
安部委員。

安 部 委 員 説明ありがとうございます。
現行のグラウンドと新しくなってからのグラウンドの面積って、同等でしょうか。

本 多 教 育 長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 面積につきましては、同等の規模で確保する予定でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。
もう1点、少人数教室というのは、設計上は普通教室とどういった点が違うのか教えてください。

本 多 教 育 長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 少人数教室につきましては、通常の普通教室とほぼ同様な形で計画をする予定でございます。ただ、今回、2室つなげて真ん中の間仕切り壁は動かせるようにするというので、2室で使えるような計画で考えているところでございます。

以上です。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。

今おっしゃられたのは、2つつながっている少人数教室のところを全部、全部がそうということですか、つながるというのは。何階の。

本 多 教 育 長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 先ほど御説明いたしました3階と4階、ページで言いますと、4ページ、こちらになります。一応、各学年に1教室ということで計画しているところでございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。

多分、今ですと、各学年2クラスにちょっとどこかが3クラスになるかなぐらいな想定が最大なのかなと思うんですけど、もっと増えても少人数教室が普通教室として活用ができるという理解で合っていますか。

本 多 教 育 長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 将来的に、児童数の増加により普通教室化対応するというので、少人数教室を計画しているところでございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

ほか、いかがでしょうか。

大久保委員。

大 久 保 委 員 前、地域との交流をテーマにされていて、そのときにもうちょっと何か増やせたらなという話を聞いた覚えがあるんですが、増えたところがありますか。

本 多 教 育 長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 先ほどのページでいきますと、2ページ目のところなんですが、配置のところで工夫をしておりますのが、校舎の南側に亀高公園がございます、ちょうど地区集会所が位置しております。専ら屋外活動も盛んに行われていると聞いておりますので、集会所用の門を設置して、学校との行き来がしやすい計画としてございます。

以上でございます。

大久保委員 ありがとうございます。

本多教育長 ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

今回、六砂小の計画については、居ながら工事を行うということとか、また、校舎を南側に設置するという意味では、これまで江東区としてやってきた一つの仮校舎というところだったり、学校を建てるときのこれまでの通説みたいなところとはちょっと違う形になっています。改めてその辺のメリットについて、ちょっと御説明いただければと思います。

学校施設課長。

西尾学校施設課長 今回、第六砂町小、居ながら工事とする予定でございます。このメリットとしましては、ワークショップの中でも地域の関係者の方からも意見が出ておりましたのが、現状の仮校舎に行くというのがなかなか難しいというような御意見はございました。そういったところにも配慮が必要かなというところと、あと、現状の校舎に通いながら、学校ができていく様も見ていただけるというところではメリットが大きいんじゃないかなというふうに考えております。

以上でございます。

本多教育長 南側校舎の配置についてはどうですか。

学校施設課長。

西尾学校施設課長 あと、南側の配置につきまして、夏場のやはり日差しが強いということで、影をつくってほしいというのは、これ、ワークショップの中で地域の関係者、また、あと、こどもたちからもそういった意見が出ておりました。それで広大な日陰はなかなか確保しづらいかもしれないんですけども、できるだけこどもたちに安全に屋外活動をしていただけるようにということで、南側に配置をしているところでございます。

あと、最近のタブレットの扱いで、太陽光が反射してまぶしいのでカーテンを閉めるといったお声も聞かれておりまして、今回、普通教室、北側に配置しておりますけども、そういった反射光も防げる配置という

ことでは考えているところでございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 今、説明があったと思うんですけど、見ていただくと分かるように、普通教室が北側にあるんですよ。南側は特別教室等がある。今、学校施設課長からも説明があったように、現代的な課題への対応という部分が、これまでの学校の通説となっていた常識とはちょっと違うところで解決できるのではないかという提案ではあります。

今のタブレットの画面が見づらいという部分については、実は今、南側にほとんど普通教室があるんですけど、学校に行くとお分かりいただけるかもしれませんが、カーテンをザッと閉めているケースってすごく多いんですね。それがやはり画面が見づらいとか、直射日光が逆にかなりきついということもかなりありまして、学校でカーテンを閉めているケースというのが非常に多い。

しかしながら、今、北側に普通教室がある学校も幾つかあるんですけども、そちら側はカーテンを閉めずに、明るさも取り入れながら授業ができていう部分では、これ、一般的なこれまでの概念を持っているとあれって思うところもあるかもしれないんですけども、総合的にそれぞれの課題を解決できるのではないかということでの新たな提案を、専門家も含めて検討した、そして、ワークショップでも御意見をいただいたということ。

また、そして今、学校施設課長からも説明ありましたが、ひなた、要するに外での気温が非常に上がっている、夏場は非常に長いという部分での、こどもたちが元気に外で活動できる時間という部分では、丸っきり全部が日陰になるわけじゃないですけど、日陰の部分が校舎によってできるところをうまく活用するというのも一つある。

ただ、冬場、日陰になるのはどうかということもあったりする部分もありますけれども、六砂小の場合は前面に、先ほど説明があったように亀高公園がありまして、そちら側がぼかぼか南側に当たる部分もあると。そういったところを教育活動に十分活用できるところもあるということで、総合的にここの六砂小学校だからできる部分もあるというふうに考えています。

また、仮校舎に行かないという部分については、小名木川小学校は仮校舎に通っていますけれども、六砂小学校の校庭の広さというのが一つありまして、この校庭の広さであれば、仮校舎を造りながら既存校舎で生活しながらも学習ができると。

ただ、説明の中にはありませんでしたけど、体育館が使用できないとかプールが使用できないということが出てきますが、これも、今、話題となっている、例えばプールが必要なのかどうかということに対する検証でありますとか、また、近隣の学校から非常に協力的なお話をいただ

けていて、どうぞ、体育館を使ってくださいというところもあるということで、六砂小ならではの新たな提案ができる、よさを併せた上での提案になっているというふうに御理解いただければいいかなというふうに思っています。

そういったところも含めて、4月に説明会がありますので、保護者含め地域の方々にそういった部分を十分御理解していただけるような説明をすることが大事かなというふうに思っていますので、その辺については学校施設課のほうで十分対応していただければと思っています。

それでは、よろしいでしょうか。

では、以上で本報告を終了いたします。

続いて、報告事項2 改築・大規模改修工事期間中の学校移転先について御説明願います。

学校施設課長。

西尾学校施設課長 それでは、報告事項の2 改築・大規模改修工事期間中の学校移転先について御説明をいたします。

資料9を御覧願います。

初めに東雲小学校でございますが、大規模改修を予定しており、工事期間は令和7年7月から令和8年8月末まで、移転期間は令和7年7月から令和8年7月までを予定してございます。移転先は南砂仮校舎で、スクールバス通学を予定してございます。

次に、先ほど御説明しました第六砂町小学校でございますが、こちらは改築工事を予定しており、工事期間は令和8年7月から令和11年11月末まで、仮校舎に移転せず既存校舎を活用しながらの工事を実施する予定でございます。

次に、越中島小学校でございますが、こちらは大規模改修を予定しており、工事期間は令和8年12月から令和10年6月末まで、移転期間は令和8年12月から令和10年7月までを予定してございます。移転先は南砂仮校舎で、スクールバス通学を予定してございます。

次に、毛利小学校でございますが、こちらは大規模改修を予定しており、工事期間は令和10年7月から令和11年11月末まで、移転期間は令和10年7月から令和11年12月までを予定してございます。移転先は大島仮校舎で、スクールバス通学を予定してございます。

次に、南砂小学校でございますが、こちらは大規模改修を予定しており、工事期間は令和10年7月から令和11年11月末まで、移転期間は令和10年7月から令和11年12月までを予定してございます。移転先は南砂仮校舎で、徒歩通学を予定してございます。

次に、第二砂町中学校でございますが、こちらは改築工事を予定しており、工事期間は令和11年12月から令和14年9月末まで、移転期間は令和11年12月から令和14年7月までを予定してございます。

移転先は南砂仮校舎で、スクールバス通学を予定してございます。

次に、亀戸中学校でございますが、こちらは大規模改修を予定しており、工事期間は令和11年12月から令和13年6月末まで、移転期間は令和11年12月から令和13年7月までを予定してございます。移転先は大島仮校舎で、徒歩通学を予定してございます。

次に、大島西中学校でございますが、こちらは大規模改修を予定しており、工事期間は令和13年7月から令和14年11月末まで、移転期間は令和13年7月から令和14年12月までを予定してございます。移転先は大島仮校舎で、徒歩通学を予定してございます。

私からの報告は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
鈴木委員。

鈴 木 委 員 大規模改修と改築って分かれていますよね。これはどういう基準というか、そういうところで、これ、大規模改修だ、これは改築だというふうに分けているのか。改築というのは、どのぐらいのスケールの話をしているのか。大規模改修って恐らく内部だけだというふうに、気がしているんですけれども、その辺、ちょっと教えてください。

本 多 教 育 長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 改築と大規模改修の違いにつきましては、基本的には、建物の躯体の強度等を調査して、そこが境目になるというところでございますが、通常の使用には耐え得るんですが改修ではなかなか難しいという場合は、全面的な建て替えを考えているというところでございます。

あと、大規模改修工事につきましても、基本的に中の内装等も全て剥がしまして、コンクリートなり、我々、躯体と呼んでおりますが、そういった状態にしますものですから、仮校舎に移転して授業をお受けいただくということが必要になりますので、今回、移転先として御報告をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。
ほか、いかがでしょうか。
安部委員。

安 部 委 員 すみません、ちょっと僕、理解、今もできなかったんですけど、全面的な工事は大規模改修で、躯体を残す工事は改築ですか。逆。

本 多 教 育 長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 全面的に建て替えをするものが改築工事で、躯体を残して改修をするものが大規模改修工事となります。
以上でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 すみません。ありがとうございます。
あと、工事期間が大体1年ぐらいのものと2年ぐらいのものと分かれていますと思うんですね。これは学校の大きさとかそういうのによるのかなと思うんですけど、居ながら改修だとどうしても長くなりがちだったりするものでしょうか。

本 多 教 育 長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 今回、移転するものを報告してございますが、居ながらで改修する工事も予定してございます。その場合、やはりちょっと時間がかかるということで考えているところでございます。それぞれ、改修の内容によりまして工事期間のほうは設定しているという状況でございます。
以上でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。
結構前から南砂の仮校舎が大分古くなってきているよという声はあちこちから聞こえてきているんですが、この予定を見ると、南砂仮校舎を使い続けているような印象なんですが、その辺は何か御検討はされていますでしょうか。

本 多 教 育 長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 今回、長期計画の後期の内容に基づいて御報告をするものでございますが、南砂仮校舎は、都度都度、改修も実施しているところでございます。また、今後、状況を見て、しかるべきときに必要な改修は実施していくことを考えております。
以上でございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。
それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項３ 江東区学校施設の将来ビジョン（案）についてを説明願います。
学校施設課長。

西尾学校施設課長 報告事項３ 江東区学校施設の将来ビジョン（案）について御説明いたします。

恐れ入ります、資料１０－１を御覧願います。

まず、１、江東区学校施設の将来ビジョン（案）についてでございます。これまでも御説明を申し上げておりました、今後の学校施設に求められる機能や空間の在り方の指針となる本ビジョンの策定に当たりまして、４回の検討会議を開催し検討を進めてまいりました。また、素案に対する意見募集を行い、案をまとめたところでございます。

次に、２、素案からの主な変更点でございます。意見募集での御意見や検討会での議論を踏まえ、主に第２章、第５章、第６章の変更を行ってございます。詳細は本編にて御説明をいたします。

それでは、資料１０－３を御覧願います。こちらは案の本編でございます。

２４ページをお開き願います。

本 多 教 育 長 資料のページの２４ページ。

西尾学校施設課長 資料１０－３の２４ページをお開きください。

こちらの第２章の「学校施設の現状」の章におきまして、教員へ行ったアンケートを掲載してございます。資料のページで言うと、２４ページから２９ページまでがアンケート結果となります。

こちらにつきましては、平成２４年以降に整備した７校の教員にアンケートを追加して実施をしました。こちらでいただいた御意見につきましては、今後の具体的な設計業務の中で参考としてまいります。

続いて、資料のページで言いますと７１ページを御覧願います。

こちらにつきましては、第５章の「施設整備方針」に「その他の諸室」ということで追加をしてございます。

続きまして、資料のページで言いますと８４ページ、８５ページを御覧願います。

第６章の「実現に向けて」の章に、最後の「実現イメージ」としまして、本年１月より着工しております小名木川小学校のイメージパースを追加してございます。そのほか、全体の共通事項としまして、より伝わりやすくするための各表記、図の修正等を実施してございます。

資料１０－４は計画案の概要版となりますので、こちらについては後ほど御参照願います。

それでは、恐れ入ります。資料１０－１にお戻り願います。

3、意見募集の結果になります。素案に対する意見募集につきましては、昨年12月11日から26日の期間に区報、ホームページ、窓口等で行いました。対象は、区内在住・在勤の方、意見数は8名の方から20件の御意見を頂戴してございます。

(2) は意見の概要となります。学校のセキュリティ強化について、プールの在り方についてなど、記載の御意見をいただいたところでございます。

詳細につきましては、資料10-2にまとめてございますので、後ほど御参照願います。

この施設整備に関する御意見につきましては、計画案の基本方針及び施設整備方針の中でその視点に触れており、大きな変更等はございません。

最後に4番目、今後のスケジュールについてでございます。本委員会の報告を区議会第1回定例会、文教委員会で報告の後、今年度末をめどに策定し公表する予定でございます。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございました。
先ほど教員の方からアンケートを取られたという話なんですけど、もう異動された教員とかもいるような気がするんですが、遡及して皆さんに伺えているものなんですか。

本 多 教 育 長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 教員の方につきましては、現在、お勤めになっている方から意見を頂戴している状況でございます。
以上でございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。
何かその中で特徴的なことがあれば。
学校施設課長。

西尾学校施設課長 それでは、資料10-3の資料ページの29ページのところなんですけど、木質化については好意的な御意見を、御評価をいただいているところですが、26ページのところなんですけど、教室やロッカーが狭いという大きさについての御意見も頂戴しております。
我々のほうとしましては、この資料の56ページに教室の大きさのほ

うにも言及しているわけでございますけれども、やはりゆとりある教室の広さを、今後、確保していきたいということで、そういった教員の方の御意見も参考にしながら、今後、計画の中で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

本 多 教 育 長 ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

前回の皆さんからの御意見も反映しながら、内容が少し変わってきたところがあります。よく文章を読んでいただくと、方針が非常に細かく書かれているところがありますが、現在の整備事例の写真を中心に載っているのも、現在も非常に先進的なことをやっているのも、それでも十分なんですけれど、またさらにそれより未来志向でいくといった部分では、もう少し記載をするようにと私からも言わせていただき、今回、資料10－3の部分で言うと、教室のところなんです。資料のページ数で言うと、57ページですかね。右側のデータページで言うと61ページになりますけれども、その下のところに「未来志向の教室の視点」といったコラムを入れてもらいました。

そういった部分で、実際の写真ではなくイラストチックなもので、要するに教室を、今の学びをさらに未来志向で進めていくためにはこういったところを考えていますよという部分でのイラストを入れてもらったところなんです。実際に整備したものだとも未来志向のことがなかなか書けないので、こんなふうにとちょっと工夫をして入れていただきました。

先ほど教員からのアンケートでも広さのことがあったという部分もありましたけど、木質化の評価は非常に高かったというところで、広くしながら、木質化も進めながら、さらにその視点であるような、例えば今、各学校で入れているモニターを使ってやる授業です。今、モニターのインチを上げていただいて、非常に大きなモニターを使っていて、後ろからでも本当にモニターで十分明るくきれいに見られるものになってきています。そういったものを効果的に配置するような教室を意識したコラムを入れてもらっています。

今後、学校施設課は、当然、ハードの部分で、建物のことではあるんですけども、例えば教育の内容という部分で指導室であったり、備品というところで学務課であったり、教育委員会全体で協力しながら、教室環境をいいものにしていきたいというところで、あえてコラムをこうやって入れていただいたところでもあります。

これに基づいて、さらにこどもたちの学びが充実するような環境整備をしっかりと進めてもらいたいなというふうに思っております。

よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項４ 江東区立中学校・義務教育学校（後期課程）学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画の素案についてを説明願います。

教育支援課長。

木内教育支援課長 公立中学校・義務教育学校（後期課程）休日部活動の地域連携・地域移行推進計画の素案について御説明をいたします。

資料１１－１を御覧ください。

まず、１番の概要についてです。昨年度から試行事業などを行ってきました、いわゆる部活動の地域移行につきまして、国のガイドラインや東京都の推進計画に基づき、江東区における方針の策定をするものです。

次に、２番の検討の経過についてです。これまで学識経験者、中学校長はじめ部活動顧問代表や保護者代表、地域活動団体の代表などの委員から御意見を伺う休日部活動の地域連携・地域移行推進会議を開催したほか、区の関係課長などで構成され、事前に庁内検討を行う庁内検討会議も並行して開催し、庁内の関係部署との連携や情報共有を図ってまいりました。

なお、検討の際、江東区のこどもたちや教員がどのように考えているのかを把握するために実施したアンケートを基に、江東区ならではの方針の策定に努めております。

３番の素案の構成です。第１章「計画の概要」、第２章「部活動の現状」、第３章「推進方針・重点取組」となっております。

冊子、資料１１－２、１９ページを御覧ください。

（１）の区の推進方針を御覧ください。学校教育から社会教育分野に地域移行し、学校や行政だけでなく、区内で活動しているスポーツ・文化芸術に携わる団体などが一体となり、こどもたちが将来にわたりスポーツ・文化芸術に触れ合う環境を創出するとしております。

次に、２０ページを御覧ください。

ここからは、本区の部活動改革において主要な２つの重点取組、江東区スタイルです。

２１ページ、重点取組１「地域クラブ活動の推進」では、図のとおり、現在の学校の活動を母体に、あるいは近隣の学校などと合同で行う活動において、運営団体が学校の意向を聞きながら人材の募集・配置を行います。また、平日の活動と休日の活動と指導の一貫性が保たれるよう調整を行ってまいります。令和７年度には、全校でそれぞれ１クラブの試行運用を実施いたします。

将来的に、全ての休日部活動が移行した後の学校単位で見たイメージは２３ページにあります。

運営団体と学校との連携については、２４ページにございます。

重点取組２について、２５ページをお開きください。

江東区には既に地域のスポーツ、文化芸術団体、社会教育団体などが数多く存在します。そこで、今回の地域移行に併せ、生徒の活動機会が学校での活動に限られることなく、一定の要件を満たした地域で行われている活動を地域クラブ活動として集約し、生徒たちが主体的に選ぶことができる多様な選択肢を提供できる体制を構築していくというものです。

資料11-1に戻ります。

4番の策定スケジュールについてです。教育委員会、文教委員会への報告後、3月にパブリックコメントを実施し、地域連携・地域移行推進会議と庁内検討会議を経て、6月に方針を報告できるよう進めてまいります。

以上です。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 説明ありがとうございます。
先ほどの11-2の資料でお示しいただいた21ページ目、重点取組の1のモデルってやつなんですけど、想定パターン、今、課長からはもう合同でやるというお話でしたけど、これだと単独型と拠点校型の2つが示されていますけど、単独型はやらないということですか。

本 多 教 育 長 教育支援課長。

木内教育支援課長 学校のニーズ、それぞれ1校ずつ、1つのクラブ取組になりますので、学校のニーズに合わせて単独型、もしくは拠点校型、合同実施型を選ぶような形で考えております。
以上です。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 想定だとは思いますが、江東区、一応、まだ広いかと思うんですよね。拠点といっても、例えば区役所に集まってねといっても結構遠いところもあったりすると思うんですけど、その辺は今、どんなふうにお考えですか。

本 多 教 育 長 教育支援課長。

木内教育支援課長 学校の実態に合わせてです。近隣で合わせて合同で活動したほうが効果的ということであれば、また、学校間で連携しながらということも考

えております。

例えば、今年度吹奏楽を対象に試行実施してきましたが、楽器の運搬も非常に大変ですので、亀戸中、亀戸三中、大島西中という近隣で集まって実施したことは非常に効果的でした。そういったことも各学校のニーズや区全体の状況を把握しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。

三亀中に吹奏楽部が集まるというのは、もう昔からやっていることなんですよね。地域で集まってというのは、年に1回とか集まるというのは毎回やっていることなんですけど、それを活用するのはいいと思うんですけど、実際、吹奏楽部の話になったんで、特に楽器の運搬ってお金がかかる、丁寧に扱う学校ほど、レンタカー借りたり、結構手厚くやっているところもあって、生徒の移動のことを先ほど僕、申し上げましたけども、それもちよっと心配なのと、負担が増えると思うんですよね。毎回移動して拠点でやるよってなると、そこに全部楽器をもう集約するのとか、そうすると場所の問題とかも出てくるような気がするんですけど、ある程度、その辺って何か想定されていますか。

本 多 教 育 長 教育支援課長。

木内教育支援課長 今年度も試行実施した理由というのがそこにあります。楽器の運搬も非常にお金もかかりますし、係員にかなり丁寧に取扱いいただきました。ですので、今年度、積み上げてきたものを活用しながら進めていきたいと考えております。

こどもたちにとっても、特に雨天時に大きな楽器を運ぶのが大変であったということがありましたので、こういった練習を平日に重点的にやり、発表前だけ集まるのかといったこともまた、来年1年間試行しながら考えていきたいと思います。

以上です。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。

自分が深川六中のときには、PTAで補助をすとか、そういうこともしていたんですよ。お金のことについては、どんなふうに検討されていますか。

本 多 教 育 長 教育支援課長。

木内教育支援課長 こちらのつきましても、民間等の運営団体が決定した中で、予算を踏まえながらどのように進めるか、検討していきたいと考えております。
以上です。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。
取りあえず子どもたちについては、基本的には歩いていけるような拠点を想定していてということでしょうか。

本 多 教 育 長 教育支援課長。

木内教育支援課長 既に江東区内で、近隣ではない学校でも自主的に集まって進めてやってくださっているという学校もあるという情報もいただいています。ですので、多少離れていても実施できる時間などを調整しながらできるかどうかも踏まえて、各学校から情報をいただきながら連携して進めたいと考えております。
以上です。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。
安部委員。

安 部 委 員 すみません。例えばカヌーとかヨットとか俳句クラブとかもあると思うんですけど、ああいうところも結構遠くから来ている者を、結局、安全とか移動のところ、勝手に行ってねというのはもう言えなくなっちゃうと思うんですね、これを主導する場合は。なので、その辺はちょっと御検討していただきたいなというのと、今、地域移行するに当たって、民間ってどうしてもスポーツ系というか運動系が多いような気がしているので、一方で文化部も結構あるので、その辺も御検討いただければと思います。

本 多 教 育 長 教育支援課長。

木内教育支援課長 現在行っているのは、休日の地域移行です。アンケートを取ってみたところ、江東区の中で定期的に活動するのは吹奏楽部ということが分かりました。そこで、吹奏楽部の試行を今年度実施したところです。
それから、今、お話しいただいたとおり、将来的なことを考えますと、この江東区スタイル、重点取組の1、いわゆる「学校の平日の活動と連

動した形の休日の活動」だけではなくて、重点取組の２、「地域活動の集約・一体的紹介」も行う予定です。

そうしますと、既に江東区では地域のスポーツ、文化芸術団体、社会教育団体など数多く存在し、多様な活動を行っていることから、こういったものを集約して中学生に紹介していきたいと考えております。

以上です。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 すみません、最後に。ちょっと今回の話って結構大きい話で、中学校の先生もすごく心配しているいろんな意見、分かれていると思うんですね。できれば、区内だけで考えるのではなくて、江戸川ですとか墨田、江東、葛飾、足立とか、近隣ですね。別に中央区を除けと言っているわけじゃないですけど、今、出ませんでしたけど、比較のお仲間というか、事情が似ているところとちょっと相談ですとか、事例みたいなものはちょっと協力し合ってほしいと思います。

本 多 教 育 長 教育支援課長。

木内教育支援課長 ありがとうございます。

昨年度から、近隣の区をはじめ、市部や東京都以外につきましても情報を収集しているところです。実際に職員が訪問してお話を聞いたり、電話で聞いたりしました。日常的にいろんなホームページ等の情報をいただき、江東区らしさを踏まえて、検討委員会ですとか、推進計画の作成ですとか、今後の制度設計の参考にさせていただきました。

以上です。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

今、安部委員からもたくさん御意見をいただいたところではありますけれども、これ、今までやっぱり教員に頼り過ぎていた現状を変えなければいけないという、長きにわたりもう教員のボランティアに支えられてきたところを大きく変えていかなきゃいけないということなので、今、安部委員がおっしゃったように、御不安に思う方とか、また、これまでのことから考えていこうとされる方もたくさんいらっしゃる中で、大きなかじ取りをしていかなければいけないというところがあります。

そういった部分で、これまでの部活をどうするかというところが大きな視点になっているところはあるんですけども、やはり将来的に少し先を見据えて考えなきゃいけないところと、先ほど安部委員からもありましたけど、お金の問題、やっぱり持続可能な形にしていかなければいけないと思います。

これまでは、先ほど安部委員からまたPTAで補助を出していたみたいな部分というのは、これ、もう本当に持続可能という部分では非常に難しいケースだと思いますし、これまではそういったことがあっても今後は難しいところもたくさんあると思うので、そこをどうやって考えていくか。それから、受益者負担のケースとか、また、先ほど安部委員からあった安全面のこととか、様々なことを本当に考えていかなければいけないので、一足飛びにはなかなかできないと思うんですけども、ただ、こどもたちは多様な考え方を持っていたり、また、地域にはいろいろなリソースがあるので、そういった部分を我々がうまく整理していくことが必要だろうと思っています。

今は、現状、皆さんが考えていらっしゃる部活をどう移行していくかという視点でやっているんですけど、実はここに出てこない選択肢というのはたくさんあって、例えばジュニアリーダーとか、また、自分で図書館で勉強するとか、放課後、自分の考えで自由にいろんな選択肢から選べるようにしていくというのが将来的な在り方だろうと思っていますので、そこまでを見据えた上でどういうふうにやっていけるかということが非常に重要になってくるだろうと思っています。

ついては、繰り返しになりますけど、持続可能な形をどうしていくかという部分で、それは区が全て予算を担っていくというのも難しいところがあります。そういった部分では、企業の協力を得るとか、様々なNPOの協力を得るとか、いろんなことも考えていかなきゃいけないので、今回、先ほど報告があったように、モデルケースとして得られたことをうまく次につなげていくということが大事なというふうに思っています。

来年度に向けては、当初予算でも予算化されたものもありますので、そこを十分うまく使って前に進めていければなと思っています。

以上で報告を終了いたします。

続いて、報告事項5 令和7年度コミュニティ・スクール導入候補校について説明願います。

地域教育課長。

大田地域教育課長 それでは、令和7年度コミュニティ・スクール導入候補校について御説明いたします。

資料12をお開きください。

初めに、まずコミュニティ・スクールについて御説明させていただきます。コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置している学校のことで、学校運営協議会とは、学校運営について地域住民や保護者等が校長の作成する基本方針を承認したり、学校と様々な課題を共有したりするとともに、必要な支援等を協議する合議体の機関のことでございます。学校運営協議会の設置によりまして、地域住民や保護者等が一

定の権限と責任を持って学校運営に参画することになります。

このため、コミュニティ・スクール導入後は、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。そうしたことから、本区では全校の導入を進めているところでございます。

資料の項番１、これまでの経緯についてでございます。本区におきましては、令和２年１０月に１校目となる八名川小学校に導入をしまして、コロナ禍を経まして、令和５年４月に小学校２校、中学校１校の３校に導入、本年令和６年４月に小学校９校、中学校４校、義務教育学校１校の１４校に導入し、現在１８校に導入されている状態でございます。

令和７年度の導入候補校につきましては、令和６年７月に未導入の学校長を対象とした導入意向調査の結果を踏まえまして、学校評議委員会等で制度概要についての説明と、導入に当たっての意見聴取を行ったところでございます。

次に、項番２、導入候補校の検討結果についてでございます。令和７年度には、資料記載の小学校８校、中学校７校の１５校に新たに導入する予定でございます。

次に３、今後の対応でございます。令和８年度に導入意向を示している学校につきましては、校長や副校長へ制度的な説明を行っていく予定でございます。それ以降の設置につきましては、環境や条件等が整ったところから順次導入を進めていくこととしております。

また、資料２ページには、これまでの導入校を掲載しておりますので、後ほど御参照ください。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長

本件について質疑願います。

よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項６ 江東区立図書館経営方針及び第三次江東区こども読書活動推進計画の改定についてを説明願います。

江東図書館長。

吉木江東図書館長

それでは、江東区立図書館経営方針及び第三次江東区こども読書活動推進計画の改定について説明いたします。

資料の１３を御覧ください。

項番１の策定の背景でございますが、本方針及び計画につきましては、図書館法やこどもの読書活動の推進に関する法律に基づく計画であるとともに、江東区長期計画、教育推進プラン・江東を上位計画としているものでございます。

今回、方針及び計画が令和７年度をもって計画期間の終了となるため、

方針及び計画を統合し、（仮称）江東区立図書館ビジョンの策定を行います。

統合につきましては、図書館サービスの内容について分かりやすく、また進捗管理しやすくするためなどの視点、観点から行われてございます。

項番２の策定体制でございますが、策定に当たっては広く意見等をいただくため、区民及び有識者、また図書館関係団体の方などから構成される懇談会を設置いたしまして、そこでいただいた意見等を尊重しながら、庁内の策定委員会で検討を重ねてまいりたいと考えてございます。

今後のスケジュールでございますが、９月に策定委員会を設置し、１２月にパブリックコメントを実施しまして、令和８年３月の策定を目指し検討を進めてまいります。

本区では、電子図書館サービスの導入や有明こども図書館の開館など、サービスの向上に努めておりますが、改めて図書館に求められるニーズや課題にどのように対応していくかを検討し、これからの図書館サービスの在り方やその取組の方向性を明確にすることで、時代に適合した品質の高い図書館サービスにつなげてまいりたいと考え、方針及び計画の策定に着手するものであります。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

よろしいでしょうか。

今回、統合するという部分でのことが大きな変化かなと思いますけれども、その辺のメリットについて御説明いただければ。

江東図書館長。

吉木江東図書館長 統合することのメリットにつきましては、先ほど、分かりやすく、進捗管理しやすくというようなお話をさせていただきましたが、図書館経営方針では柱が３つございまして、また、それとは別にこども読書計画ではまた別の取組が書かれてございます。

柱の３つの中の１つ目のところに、こども読書のことも書かれてございまして、両方の方針と計画に重複した内容が書かれているもの等ございます。また、こども読書活動推進計画につきましては、目標となる指標がございしますが、方針につきましては、方針でございしますので指標等ございませんので、そういったところ。

もう一つは、方針に基づいて、毎年度、サービス計画というものを策定してございますが、そちらについてはホームページ等で公表はしているものの、そちらについても、こども読書の活動推進計画の報告と重複する部分がございますので、それらを統合することによって、皆様に分かりやすく示せるとともに、事業の進捗等の管理をしやすくするというよ

うなことで統合を考えているところでございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 ありがとうございます。

今まで3つに分かれていたというものが一つになるというところでは、非常に分かりやすいというところもあると思いますので、分かりやすいことをさらに区民の方々に見てもらえるようにやっていただければなというふうに思っております。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項7 令和7年度特別整理期間に伴う図書館の休館についてを説明願います。

江東図書館長。

吉木江東図書館長 それでは、令和7年度特別整理期間に伴う図書館の休館について御報告いたします。

資料の14を御覧ください。

図書館では、年に1回、図書館内の蔵書の点検、また汚損、破損等による図書の除籍等の作業を集中的に行うため、特別整理期間として休館日を設定してございます。今回、令和7年度の各図書館の休館期間の日程について御報告いたします。

項番1の特別整理期間に伴う休館期間につきましては、基本的に3日間の休館をいただき作業を実施しておりますが、深川図書館においては蔵書数が多いことから4日間、江東図書館においては、蔵書数に加えケーブル工事を予定しておりますので5日間の休館期間を設けてございます。最上段の豊洲図書館から有明こども図書館の特別整理期間は記載のとおりでございます。また、最下段の枝川図書サービスコーナーにつきましては、蔵書がないことから特別整理期間は設けてございません。

また、2にあります休館期間の周知方法でございますが、江東区報、図書館ホームページ、SNS、館内ポスター等により周知を進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

それでは、以上をもちまして、令和7年第2回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。